# 第28回 ベトナム人学生たちと共に歩む
## ―日本法教育研究センター（ベトナム）における活動―

名古屋大学大学院法学研究科特任講師・東京弁護士会会員 上東 亘 Kamihigashi,Wataru

### 1 ベトナムに赴任することとなった経緯

私は、弁護士になった当初より法整備支援に興味があり、日弁連国際交流委員会の国際司法支援センター事務局に参加していた。同事務局は、日弁連における国際司法支援活動の実働部隊としての役割を担っており、日弁連が行う支援プロジェクトの運営、新規プロジェクトの計画立案、セミナー・研修会の企画、関連諸機関との連絡や調整等を行っている。かかる活動を通して、国際司法支援に関する貴重な経験を得られるので、私はやりがいを感じながら楽しんで参加してきた。

しかし、同事務局の活動にやりがいを感じれば感じるほど、委員会活動としてではなく、フルタイムで活動に関わりたいという思いが強くなっていった。さらに、法整備支援関連の現場（対象国）ではどのような活動が日々行われ、それによって経済や生活にどのような影響がもたらされているのか、実際に自分の目で見たいという思いも強くなった。このような思いから、ハノイ法科大学内の日本法教育研究センターで法整備支援としての人材育成に携わることを希望し、赴任することとなった。

### 2 日本法教育研究センターでの人材育成について

これまで、留学生などに対する日本法教育は英語で実施されてきたが、以下のような問題点が指摘されてきた。①英語で書かれた日本法に関する文献が限られること、②法改正があってもその英訳が入手しにくいこと、③改正後の最新の法律を前提とした英語文献ができるまでに時間がかかること、④法は長い年月を掛けて培われてきた国の文化の一部であり、他言語の単語に容易に置き換えられない場合があることなどである。そこで、名古屋大学は、外国人が日本法をより深く理解できるよう、まず日本語を修得させ、日本語で日本法を教えるために、日本法教育研究センターを開設した。

同センターは、ベトナムでは、ハノイ法科大学のほかホーチミン市法科大学にも存在する。また、ウズベキスタン（タシケント法科大学）、モンゴル（モンゴル国立大学法学部）、カンボジア（王立法経大学）にも開設されている。

日本法を教えると言っても、日本法に倣うよう指導するわけではない。日本法と自国の法を比較して、自国の法制度の理解を深めるとともに、自国の法制度を的確に検討できる能力の養成を目的としているのである。各国センターの卒業生のうち、優秀な者が選抜され、名古屋大学大学院の修士課程に国費で留学することができることになっており、卒業生たちは将来研究者や実務家になり、自国の法整備の指導的役割を担うことが期待されている。

同センターでは、現地大学の講義と並行して日本語及び日本法の教育が行われる。まず1、2年生は日本語講師による日本語教育が中心となる。その後、2年生後期からは、私が日本法をより深く、正しく学ぶための日本史や公民の講義を開始する。そして、3年生に日本の法整備の歴史や日本国憲法などを教え、最後に4年生に日本民法を主に教える。これらに加えて、3年生には自国法と日本法の比較を

テーマとした日本語論文執筆の指導を、4年生には修士課程における研究計画作成の指導をしている。

ここで授業の一例を挙げるが、4年生の民法の授業で、ベトナムと日本の担保制度の比較を試みたことがある。興味深いことに、ベトナムにおいては建設途中の建物にも担保取引登記が可能とされている。そこで、将来取得する財産を担保の対象とするという視点を軸に、これと将来債権譲渡担保と比較検討させて議論を行った。このようなベトナム法と日本法の比較を通して、私自身も日々両者の理解を深めることができている。

### 3　やりがい

学生たちと接していると、日本とベトナムの法制度の違いに直面し、日本法教育に難しさを感じることもある。例えば、現在のベトナム民法は、権利外観法理の考え方が日本民法と異なり、表見代理や債権の準占有者に対する弁済について定めた条文が存在しない。このように法制度の異なる国で育った学生たちに、日本民法の概念を解説することは容易ではない。

しかし、同センター所属の学生は総じて純朴かつ勤勉であり、言語の違い、法文化の違いを乗り越えるために懸命な努力を積み重ねてゆく。その結果、4年生になる頃には日本語で民法の議論ができるまでに成長する。その姿に、私自身非常に良い刺激を受け、ベトナム語習得のモチベーションにつながっている。また、質疑などのやり取りの中で学生たちが理解しにくい部分を探ることで、法意識や法文化の違いがよく分かり、非常に興味深く、知的好奇心が刺激される。

このように、日本、日本語、そして日本法に興味を持ってくれる学生たちの学習意欲に応えていくとともに、私自身も多くのことを学べることに大きなやりがいを感じている。学生たちが私を「先生」と呼んで慕ってくれることは、日本にいて依頼者から「先生」と呼ばれるのとは異なる喜びがある。

### 4　日本語と日本法の可能性

同センターでの人材育成を外部の方に紹介すると、「日本語よりもまずは英語が必要ではないか」、「日本法を学ぶ学生にはどのような強みがあるのか」という指摘を受けることがある。これらの指摘は、国際的なビジネスの現場のニーズを率直に表したものであると思う。学生たちも就職の場面にあって直面する問題かもしれない。

しかし、国際社会において英語が主流であるからこそ、日本語学習者には希少価値が生じるという側面もある。学生の話を聞いてみると、日本文化に興味があるというだけでなく、英語学習者との差別化を図るために、日本語を選んだという者もいる。学生の立場から日本語教育が求められているのである。こういったニーズに応えるためにも、日本語により論理的思考のトレーニングを行い、日本語により起案ができる人材を輩出していくという、同センターの役割の重要性を感じている。

次に、日本法学習者へのニーズという意味では、日本語で法律の議論ができる人材は、実務の現場において日本人のパートナーとして、調査、通訳、翻訳等で必要とされると感じている。実際に、法整備支援において、日本語及び日本法の知識を有する人材の必要性が指摘されているほか、日本の中小企業がベトナムに進出し、法的問題に直面する際には、日本法の理解を前提とした日本語によるベトナム法情報を入手したいというニーズもあろう。日本語で日本法を理解する人材の力は、まだ広くは認識されていないが、より多くの方に学生たちの有能さを知ってもらいたいと思う。

なお、「日本法を学ぶ者にはどのような強みがあるか」という問いは私自身にも向けられているように思う。日本法を学んだ日本人弁護士として、他国の法律家と協力し、時に対峙する際に何ができるか模索しているところである。

このように、学生も私も、日本語や日本法の可能性を信じて、日々試行錯誤を繰り返している。いつか、学生たちが「日本語や日本法を学んでよかった」と思い起こしてくれる日が来るよう、これからも一歩一歩、学生たちと共に歩んでいきたい。